

# 入善町不妊治療費助成事業について（お知らせ）

R7年度改訂

対象者	<p>次の要件にいずれも該当される夫婦（事実婚関係にある夫婦を含みます。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 申請日において入善町に住所を有し、居住している夫婦。（夫が就業その他の理由により同一世帯にない場合は、妻が町内に住所を有する場合に限る。）</li> <li>② 医療保険各法に基づく被保険者又は、組合員もしくは、被扶養者であること。</li> <li>③ 町税の滞納がないこと。</li> </ol>
不妊治療助成対象治療について	<p>[別表.入善町不妊治療費助成対象範囲]をご確認ください。                  ご不明な点は申請窓口までお問い合わせください。</p>
助成対象	<p>不妊治療にかかった自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治療終了時に入善町に住所と住民票がある人の治療費に限ります。</li> <li>・ <b>高額療養費や付加給付金、富山県の助成金の支給を受けた場合、その金額を差し引いた額となります。</b>  <b>※書類の追加提出を求める場合があります。</b></li> <li>・ 保険適用の有無に関係なく、検査や治療にかかった費用が助成対象です。</li> <li>・ 文書料や入院時の食事療養標準負担額、個室料、病衣、がん検診等のその他不妊治療に直接関係のない費用は、助成対象外です。</li> </ul>
助成金額	<p>他の助成額を除く自己負担額の9割助成</p>
申請に必要な書類 ①～⑤…必須	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 入善町不妊治療費助成申請書（様式第1号）又は、男性不妊治療費助成申請書（様式第6号）                      ※申請額の欄は記入しないでください。</li> <li>② 入善町一般不妊治療費助成事業受診証明書・入善町特定不妊治療費助成事業受診証明書（様式第2号）</li> <li>③ 領収書（院外処方箋の領収書含む）及び診療明細書</li> <li>④ 振込口座の確認のための通帳の写し（夫婦いずれか）</li> <li>⑤ 認印</li> </ol>
⑥～⑫…該当する場合 (⑥～⑨は保険適応の治療がある場合必須)	<ol style="list-style-type: none"> <li>⑥ 保険証の写し</li> <li>⑦ 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の写し                      ※マイナポータルにて保険者名及び限度額区分を画面呈示いただく方法も可能</li> <li>⑧ 加入保険者が発行する「医療費のお知らせ」等（診療を受けた月の医療費、高額医療費、付加給付金などの有無が確認できる書類）</li> <li>⑨ <b>(全国健康保険協会加入者で保険適用分で1か月の自己負担額が44,400円を超える診療月がある場合) 該当月の高額療養費支給決定通知書または不支給決定通知書</b></li> <li>⑩ (支給された場合) 富山県特定不妊治療費助成額の確認できる書類</li> <li>⑪ (事実婚関係にある夫婦、または、同一世帯にない夫婦のみ) 夫婦それぞれの戸籍謄本</li> <li>⑫ (事実婚関係にある夫婦のみ) 事実婚関係にある申立書                      ※全ての書類が揃ってから申請を受け付けます。</li> </ol>
申請期限	<p><b>1回の治療につき治療が終了した日から1年以内</b>                  ※治療終了日とは、受診証明書の治療期間の終了日です。1回の治療ごとに申請期限が発生します。                  ※申請期限内に、申請書だけでなく全ての必要書類の提出が必要です。期限内に書類が間に合わない場合は助成金の支給ができませんので、ご注意ください。</p>
申請窓口	<p>入善町元気わくわく健康課 保健センター                  入善町上野2793-1（健康交流プラザサンウェル内） TEL72-0343</p>
助成金の支払方法	<p>助成額の決定後に夫婦いずれか一方の名義の指定口座に振り込みます。</p>

